

事務連絡
令和2年6月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に関するはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いについての一部改正について

新型コロナウイルス感染症に関してはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いをお願いしていたところですが、今後再度感染が拡大する可能性があるものの、先月緊急事態宣言が解除された現状を踏まえ、臨時的な取扱いを終了することとします。

なお、周知期間を考慮し、下記のとおり、臨時的な取扱いは、令和2年7月末までとすることとするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。

記

「新型コロナウイルス感染症に関するはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いについて」（令和2年3月17日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1 同意の取扱いについて、

- (1) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧（変形徒手矯正術を除く。）の再同意中、「6月末」を「7月末」に、「令和2年6月末」を「令和2年7月末」に改めるものとする。
- (2) 変形徒手矯正術の再同意中、「令和2年6月末」を「令和2年7月末」に改めるものとする。

○新型コロナウイルス感染症に関するはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いについて（令和2年3月17日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

読み替え後	読み替え前
<p>新型コロナウイルス感染症に関するはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いについて</p> <p>はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書（診断書に代えることが可能な場合、診断書を含む。以下同じ。）等の取扱いについては、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日保医発第1001002号）等により取り扱っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。</p> <p>記</p> <p>1 同意の取扱い</p> <p>(1) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧（変形徒手矯正術を除く。）の再同意</p> <p>前回交付の同意に基づく支給可能な期間の最終日が令和2年2月25日から7月末までである場合において、支給可能な期間を超えた日から令和2年7月末までの期間に受けた施術については、引き続き療養費（施術報告書交付料を含む。）の支給対象となる期間と認めること。</p> <p>なお、さらに引き続き施術の必要がある患者は、遅くとも令和2年7月末までに医師の診察を受け、同意書（当該診察日以降の交付年月日であるもの）の交付を受けること。</p> <p>(2) 変形徒手矯正術の再同意</p> <p>医師の診察は、電話等を用いたもので差し支えないこと。</p> <p>また、臨時的な取扱いであるため、当該診察に基づく再同意は、患者が実際に医師から同意を得ておれば、同意書の交付は要しないこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関するはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いについて</p> <p>はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書（診断書に代えることが可能な場合、診断書を含む。以下同じ。）等の取扱いについては、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日保医発第1001002号）等により取り扱っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。</p> <p>記</p> <p>1 同意の取扱い</p> <p>(1) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧（変形徒手矯正術を除く。）の再同意</p> <p>前回交付の同意に基づく支給可能な期間の最終日が令和2年2月25日から6月末までである場合において、支給可能な期間を超えた日から令和2年6月末までの期間に受けた施術については、引き続き療養費（施術報告書交付料を含む。）の支給対象となる期間と認めること。</p> <p>なお、さらに引き続き施術の必要がある患者は、遅くとも令和2年6月末までに医師の診察を受け、同意書（当該診察日以降の交付年月日であるもの）の交付を受けること。</p> <p>(2) 変形徒手矯正術の再同意</p> <p>医師の診察は、電話等を用いたもので差し支えないこと。</p> <p>また、臨時的な取扱いであるため、当該診察に基づく再同意は、患者が実際に医師から同意を得ておれば、同意書の交付は要しないこと。</p>

なお、当該診察及び同意の取扱いは、**令和2年7月末**までの取扱いであること。

施術報告書については、医師の再同意に資するものであり、施術報告書が交付された場合、電話等を用いた診察の前に医師に送付するか又は電話等を用いた診察に際し患者が内容を伝えることが望ましい。

保険医療機関は、医師が電話等を用いた診察を患者に行った場合、電話等再診料を算定でき、当該診察に基づく療養費同意書交付料は算定できないこと。

(3) 略

2 略

3 略

4 略

なお、当該診察及び同意の取扱いは、**令和2年6月末**までの取扱いであること。

施術報告書については、医師の再同意に資するものであり、施術報告書が交付された場合、電話等を用いた診察の前に医師に送付するか又は電話等を用いた診察に際し患者が内容を伝えることが望ましい。

保険医療機関は、医師が電話等を用いた診察を患者に行った場合、電話等再診料を算定でき、当該診察に基づく療養費同意書交付料は算定できないこと。

(3) 略

2 略

3 略

4 略